阿久比町指定ごみ袋の外装に掲載する広告に関する取扱要領

　（目的）

第１条　この要領は、阿久比町指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）の外装を広告媒体とする広告の掲載の実施に関し、阿久比町広告掲載要綱（以下　「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要領において広告とは、ごみ袋外装に文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）に関する事項を掲載するものをいう。

２　外装とは、１０枚束になっているごみ袋を止めるために覆ってあるものをいう。

（広告の規格）

第３条　広告の規格は、縦１２０㎜×横６０㎜以内で、カラー印刷とする。

（広告の掲載位置等）

第４条　広告は、町長が指定した位置に印刷するものとし、広告主に関するものだけとする。

　（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、当該広告を掲載するごみ袋が完売するまでとする。

　（広告の掲載料）

第６条　広告の掲載料は、外装一枚当たり３円とする。

　（広告の募集）

第７条　広告の募集は、町ホームページ及び広報あぐいで行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、町長が広告の募集方法を決定するものとする。

　（広告掲載の申請）

第８条　広告掲載希望者は、阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添え、指定する期間内に町長に提出するものとする。

　⑴　広告の内容、デザインの原案

　⑵　事業概要が分かる書類

　⑶　町税納税証明書又は完納証明書

　（広告掲載の決定）

第９条　町長は、前条の申請書を受理したときは、要綱第３条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

２　広告掲載申請の数が募集枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。

　⑴　公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの

　⑵　阿久比町委託業者

　⑶　公共的性格のある私企業で、町内に事業所を有するもの

　⑷　申請の順番が早いもの

３　広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載決定通知書（様式第２号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第１０条　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するもとする。

２　広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

　（広告掲載料の納付）

第１１条　広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付するものとする。

　（広告掲載の取下げ）

第１２条　広告主が自己の都合で掲載を取り下げる場合は、阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載取下げ届（様式第３号）を町長に届け出るものとする。この場合において、当該届を提出できる期間は、前条に規定する町長が指定する期日までとする。

　（広告掲載の取消し）

第１３条　町長は、要綱第３条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

　⑴　指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

　⑵　指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

⑶　虚偽の申請をしたとき。

　⑷　その他、広告を掲載することが適当でないと判断したとき。

２　前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、町長は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

３　第１項の場合において、納付済みの広告掲載料は返還しない。

　（広告掲載料の返還）

第１４条　町長は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなくなった場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができるものとする。

２　前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった期間にかかる金額の範囲内とする。

３　第１項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責任）

第１５条　広告主は、要綱第７条に規定する広告主の責任のほか、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

２　広告の掲載後に広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不適切と認められたときは、広告の掲載を取り止めるものとし、次の各号に掲げる費用は、当該広告主の負担とする。

　⑴　広告媒体作成に要する費用

　⑵　新たなごみ袋作成に要する全ての費用

　⑶　その他町長が必要と認める費用

（事務の取扱い）

第１６条　この要領に定める広告掲載に関する事務は、建設環境課において処理するものとする。

（その他）

第１７条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

様式第１号（第８条関係）

　　　　　年　　月　　日

阿久比町長　殿

申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載申請書

阿久比町指定ごみ袋への広告掲載について下記のとおり申請します。

　なお、申請にあたって阿久比町指定ごみ袋の外装に掲載する広告に関する取扱要領を順守します。

記

１　広告内容

1. 広告の名称
2. 広告の内容

　(3)　４５リットル・３０リットル・２０リットル

　(4)　枚数

２　連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) FAX番号

　(5) 電子メールアドレス

３　添付書類

(1) 広告内容、デザインの原案

(2) 事業概要が分かる書類

(3) 町税納税証明書又は完納証明書

様式第２号（第９条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿久比町長

阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載決定通知書

年　月　日付けで申請のありました阿久比町指定ごみ袋広告掲載について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　決定した広告内容　　　・種類

・数量

・不採用

　２　不採用の場合の理由

　３　広告枚数　　　　　　　　　　　　　　　　　枚

４　広告掲載料　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　広告掲載料納付期日　　　　　　年　　月　　日

６　広告掲載料納付方法　　　別添納付書により一括納付

７　広告原稿の提出期限　　　　　　年　　月　　日まで

　８　広告原稿の提出先　　　　建設経済部建設環境課

様式第３号（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

阿久比町長　殿

申出者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

連絡先

　　　　　阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載取下げ申出書

年　月　日付けで阿久比町指定ごみ袋の外装広告掲載決定通知がありましたが、下記の理由により指定ごみ袋広告掲載を取り下げます。

記

・取下げ理由（詳細に記入）